資料1 第9回河川保全利用委員会審議事項の整理表

第9回河川保全利用委員会審議内容 第10回河川保全利用委員会 参考 審議事項 第9回から第10回までの検討結果 (決定した事項並びに継続して検討する事項) (資料名) 審議内容 琵琶湖河川事務所より当委員会に「占用許可申請にかかる意見照会につい て』(平成18年1月16日付)で守山市占用案件3件(野洲川小浜河川公園、野洲 1)委員会への審査 依頼の受理 川改修記念公園、野洲川川田河川公園)の審査依頼があった。委員会として、 この依頼を受理し、審査を行うこととした。 「資料1 第8回河川保全利用委員会審議事項の整理表」「議事骨子整理表」 2)第8回委員会活 動の整理事項 の内容を確認し、委員会として承認した。 守山市の3件(野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河 3)守山市審査案件 川公園)の概要説明後、現地調査を実施した。現地で占用申請者の守山市か の現地調査 ら占用施設の状況について説明を受けた。 【現地調査を再度実施するかの判断】 ・グライダーの審査依頼が行われた時点で、再度、現地調査が必要かを判断 4)審査予定案件 (グライダー)の現 地調査 審査予定案件(グライダー操縦訓練場)について、現地で占用予定者の日本 学生航空連盟から占用施設選定の経緯などの説明を受けた。 【全般に関する事項】 ・河川環境に対して、どのように考えているか説明してほしい。 ・資料作成は、誤字をなくして正確にお願いしたい。 ・歴史的な内容も含めて話してほしい。 ・四季、自然環境の変化がわかる情報がほしい。 ・もう少し写真があると理解がしやすい。 ・どのぐらいの方が、どういう風に使っているのか知りたい。 琵琶湖河川事務所より守山市に質問・意見・ 守山市からの説明を受けて ・スポーツ施設を作っている人が会員を増やす努力をどのようにしているか。 要望事項を伝達し、守山市に追加資料作成を 野洲川小浜河川公園、野洲川 申請者 ・利用者側がどういう風に意識しておられるか知りたい。 依頼した。 改修記念公園、野洲川川田河 説明資料 質問・意見・要望に対応する内容で、守山市に ・多目的広場とは何かを明確にしていただきたい。 川公園の審査を実施する。 ・これまでのいきさつや、非常に強い要望がある中で、維持せざるを得ない て追加説明資料を作成した。 のかを考える必要がある。 ・継続申請であるからというのは、余り考慮する必要はない。従来使っていて 問題がないからというのは避けていただきたい。 ・河川管理者に、今までの利用に関して、積極的に利用したいという側と、利 用してほし〈ない側がいるかどうか調査し、住民の意見を十分反映させてほ 5)守山市審査案件 UL1. の審査の実施 ·質問·意見·要望 【小浜河川公園】 ・足元にタバコの灰が一杯であり、どういう風に管理をしているのか? 【改修記念公園】 ・通常の公園として大いに使った方がいいのではないか。 ・利用申請でなく国土交通省が積極的に整備するのもいいのかと思います。 ・位置付けの話をしないといけないんじゃないか ・難しいかもしれませんが、あの辺の河川にもともとあった植生の、木が植 事務局準備の申請概要説明書において平面 第10回 わっている公園の検討を。 図・航空写真に申請場所を明確に記載した。 資料4 ・生態系が途切れないかという項目がありましたけど、精査していただいて 積極的に利用するという方向考えてほしい。 ・ゲートボール場の面積計算が3倍以上も広いので確認して正確に記述して ほしい。 【川田河川公園】 ・資料作成と現地看板と異なる点があり、できるだけ正確にお願いしたい。 【質問・意見・要望など】 ・議会とか、地域の方の了解を得た文書は、再確認して整理して欲しい。 (文書の内容が本当に正しいか、申請者自身がチェックしてほしい) 6)審査予定案件 説明に使用する地図や図面は、正確で分かりやすく作成してもらう。 (グラーダー)の質 問・意見・要望など ・気象データをしっかりとっておられるかどうかということ。 ・釣り人に対して考えている事項。(共存できるのか、できないのか) ・年間のうち、どれくらい飛行できるか。 審査表について意見を交換し、審査表の一部の記述を変更した。 ·「水質汚染」「水質汚濁」「河川流程方向」「河川縦断方向」 7)委員会審査表に 第10回 修正審査表の確認を行う。 審査表の記述内容の修正を行った。 資料2 ついて 自然環境、生活環境の項目名、説明欄の簡単な記載を検討し、次回の委員 会に審査表変更案を準備する。 次回の委員会開催内容 第11回委員会の 第10回 8)委員会の今後の 第10回委員会は、占用申請者の説明をうけて、引き続き守山市3件の審査 スケジュール確認を願いた スケジュール 資料3 を行う。 LI. 資料の事前配布は、1週間程度を確保する形で配布する。 9)その他 申請者資料は、原則2部準備する。1部は委員会開催時に庶務が準備す る。なお、委員が持参するので準備不要の場合は、連絡をいただく。

委員会審査表 (審査区分、審査項目、審査細目)

生活環境

景観·文化 植生

境」を「環境」に変更し

てはどうか

騒音·振動

地域共存

大気

景観

騒音・振動の発生はないか

大気汚染の発生源にならないか

在来の植生を活かした公園施設か

地域風土と共存している施設か

施設の形態や色彩などは、流域の景観特性を阻害してないか

H18.3.3 資料 2 第 9 回委員会資料 - 2 修正

説明欄をもう少し短く出来ない

1年~3年の削除の理由は?

委員記入用

委員記入欄 審査項目への展開 審査の視点 審査の視点」は不 説明 区分 審查項目 審查細目 コメント 要ではないか この場所を必要とする理由は妥当なものか 必要理由 必要性 申請者が 施設を必 要とする 代替可能性 堤内地で代替可能な施設であるか 理由や将 代替性 代替地調査 代替地の調査はどこまでされたか 来計画は 委員記入用に変更 どのよう 代替地交涉 代替地の交渉はされたか 占用施設 なものか 形態変更 施設の形態変更は妥当であるか の計画と 継続性 設置理由 の検証 施設利用者や流域住民への安全性は確保されているか 人への安全 安全性 施設の安全 冠水をした場合の管理上の問題はないか 公共的利用 他の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか 公共性 設置され 用 設置期間 施設の使用期間はどのくらいになるか た施設が 許可期限は適正であるか 占用許可期限 設 現在まで 有効利用 の 施設内容は変化しているか 施設の変遷 されてい 現 占用施設 施設管理 申請者が施設利用実態を把握しているか 状 るか 利用状態 ۲ 協調利用 地域や市町村との協調はどうであったか 将 維持計画 維持管理計画は適正であるか 来 の 補修状況 施設を補修した実績はどの〈らいあるか 姿 施設利用利用者 利用状況 年間利用者数など利用状況はどのくらいか の 状態と利 「審査細目」で「トイレ等」 トイレ等の確保 ·イレ等は確保はされているか 説 用者面か 「トイレ」「説明」で「トイレ」 明 らの検証 管理人を置いている施設か 利用者対応 「トイレ等は・・・」 ٢ 車の規制等 車の通行や駐車の問題は発生してないか 審 審査細目「年齢層」で「子ど 查 年齢層 子供からお年寄りまでが使える施設か もからお年寄りまでが使え 時 る公園か」「子どもからお 利用者の交流が図れる施設か 利用者交流 に 利用形態 年寄りまでが使える施設 考 人と川のふれあいが出来る施設か (ふれあ 川とのふれあい 慮 河川愛護・保護活動への参加はあるか 活動参加 す 地域活性化 地域密着型の利用形態の施設か ㅎ 頂 治水の事前審査はすんでいるか 治水 河川環境 治水·利水 利水 利水の事前審査はすんでいるか のあり方 を審査す 生息・生育する動物・植物への顕著な影響はないか。とりわけ貴重種や 動植物 る際の事 保全対象種の生存に影響を与えないか 項はどの 「河川流程方向」 「河川縦 生物の生息環境の河川縦断方向および河川横断方向(水中から水際、 ようなも 自然環境 生息地の連続性 断方向」 および堤内地から堤外地)での連続性が、著しく分断されることはないなっ のか 占用期間終了後、申請直前の自然環境と同等の環境が早期 境·治水 環境の復元性 利水を考 以内)に復元が見込める施設・利用計画であるか 治水・利水・環境に 慮したと 「水質汚染」「水質汚濁」 変更してはどうか 水質 K質汚濁はないか

【資料3 今後の委員会運営、審議内容について(案)】

	委員会運営など全体事項	各河川の基本理念の検 討	申請の諮問に対する審議	「河川利用指針(ガイドライン)の策定	その他、河川保全に関する意見提案
第1回委員会	委嘱状交付	各河川の現状説明			
(H16.11.7)		・パワーポイント説明			
実施済み					
第2回委員会	河川管理者からの提示	各河川の現状説明			
(H16.12.15)	・河川敷地占用のあらまし	現地調査に向けての説明 ・歴史・回収・利用の現状			
実施済み	<i>・基本理念、ガイドラインにつ</i> <i>いて</i>	·自然環境			
第3回委員会		現地調査			
(H17.1.19)		現地視察、感想会			
実施済み					
第4回委員会		望ましい河川とは			
(H17.2.16)		公園事例を基にした議論			U U
実施済み					必要に応じて随時提案
第5回委員会		望ましい河川とは			時
(H17.6.24)		新たな案件から見た議論			提
実施済み					上 案
第6回委員会		望ましい河川とは	審議の方向性検討	ガイドライン(案)の	
(H17.9.1)		他の河川事例から見た議論	審議方法の検討	検討	
実施済み			審查項目検討		
第1回作業会				・審査のポイント	
(H179.27)			審査項目(案)の作成		
実施済み					
第7回委員会			審議方法の検討・確認		
(H17.10.14)			審議の進め方の確認	1	
実施済み			審議表(案)の審査		
第8回委員会			審議方法の決定		
(H17.11.30)			審議の進め方の審議	審査項目の公表	
実施済み			審議表の審議・決定		
第9回委員会			個別案件の審議(1)		
(H18.1.20)			河川管理者からの説明		
実施済み			審査案件の現地調査		
第10回委員会			個別案件の審議(2)		
(H18.3.3)			申請者からの説明		
			意見書案の検討		
第11回委員会	r	<u></u>	個別案件の審議(3)		
(H18.4月下旬頃)	第12回以降の委員 会開催は、第10回	1	意見書案の検討		
	L : 安川催は、第10回 L : 第11回の審議状況が)\			
第12回委員会	ら開催を判断する。		個別案件の審議(4)		
(H18.6月中旬頃)		!	意見書案の検討		
			意見書答申		₩

【 野洲川小浜河川公園(守山市)】

(第9回委員会資料4修正追加版)

				(为)四女女女女性,修正是加城/
河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所	守L	山市小浜町地先
許可受け人	守山市	▶勿[7]	右岸	[≒] 1.2km付近~1.5km付近
占用目的	公園			その他、参考となる事項
占用許可(当初)	24,26,27条許可			
占用期間	平成16年4月1日~平成18年3	月31日		
河川法許可(直近)	平成16年3月31日 (改築)			
占用面積	17,268.6㎡(当初と変更な	ùし)		
現在の施設状況			(現	況写真)
園路				
広場	多目的広場	2面		Market State of the Asset
運動施設				

休養施設テーブル、ベンチなど修景施設芝生、植裁

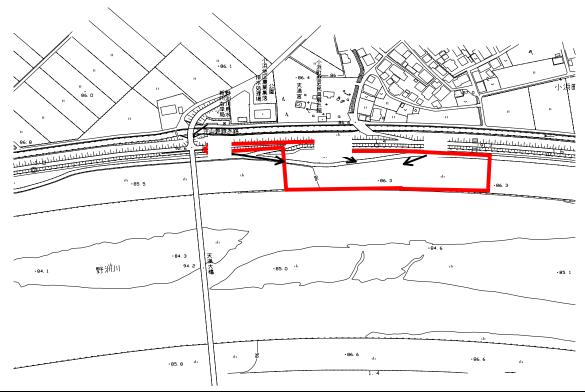
便益施設

管理施設



地形図

遊具施設



← :撮影箇所

河川現況台帳付図より引用 (平成11年11月撮影)

航空写真



琵琶湖河川事務所ホームページより引用 (平成15年10月29日~平成16年4月6日撮

【 野洲川小浜河川公園(守山市)】

			(第9回委員会資料4修正追加版)
河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所	守山市小浜町地先
許可受け人	守山市	物门 右	右岸 1.2km付近~1.5km付近
占用目的	公園		その他、参考となる事項
占用許可(当初)	24,26,27条許可		
占用期間	平成16年4月1日~平成18年3	月31日	
河川法許可(直近)	平成16年3月31日(改築)		
占用面積	17,268.6㎡(当初と変更な	よし)	
季節ごとの現地写真	Į		





2005年11月撮影 2005年6月撮影





2005年12月撮影 2006年2月撮影

【 野洲川改修記念公園(守山市)】

(第9回委員会資料4修正追加版)

			(为3四女兵公兵作4 1811年1177717771777777777777777777777777
河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所	宁山市笠原町地先(野洲川南流側帯)
許可受け人	守山市	100 F/1	三岸 3.8km付近
占用目的	公園		その他、参考となる事項
占用許可(当初)	24,26,27条許可		・施設はすべて南流側帯に位置し、高水敷にはなし。
占用期間	平成13年4月1日~平成18年3	月31日	
河川法許可(直近)	平成13年6月11日 (改築)		
占用面積	23,097.01㎡ (当初 7,515. ⁻	10m ^r)	
現在の施設状況		(現況写真)

地形図

遊具施設

管理施設



← :撮影箇所

守山市より提供

航空写真



琵琶湖河川事務所ホームページより引用 (平成15年10月29日~平成16年4月6日撮

申請概要説明書(2)				H18.3.3第10回委員会
				資料 - 4-2
【 野洲川改修記念公園(守山	市)】			
	UI-U 쪼 프로웨니			会資料4修正追加版)
河川名	川水系野洲川	場所	守山市笠原町地先(野洲川南流() 左岸 3.8km付近	<u> </u>
占用目的 公園			<u>年月 3.0KⅢ附近</u> その他、参考となる事項	
占用許可(当初) 24,26,27				7署」。 喜水動にけたし
	/ 赤 	日31日		Z重 U、同小敖にはな U。
	75 - 15 75 - 10 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 1	<u> </u>		
占用面積 23,09	<u>3年97311日(汉莱)</u> 97.01㎡(当初 7,515.1	10m ⁽)		
季節ごとの現地写真	(= 13 1) = 1 = 1			
2005年	F8月撮影		2005年	11月撮影
2005年	12月撮影		2006年	2月撮影

【 野洲川川田河川公園(守山市)】

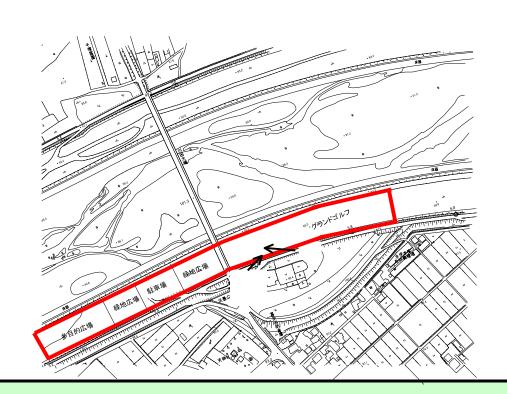
(第9回委員会資料4修正追加版)

河川名	一級河川淀川水系野洲川	場所 守山	山市川田町地先	
許可受け人	守山市	左	岸 5.3km付近~5.9km付近	
占用目的	公園		その他、参考となる事項	
占用許可(当初)	24,26,27条許可			
占用期間	平成16年4月1日~平成18年3	3月31日		
河川法許可(直近)	平成16年12月21日 (改築)			
占用面積	34,152.4㎡(当初と変更な	まし)		
現在の施設状況		(現	見況写真)	
国政				

園路 多目的広場 広場 1面 緑地広場 2面 (現地看板にて確認,修正) グランドゴルフ 運動施設 1面 テーブル、イス、ベンチ、など 休養施設 <u>·</u> 芝生、植裁 修景施設 便益施設 トイレなど 遊具施設 〈ず入れ、吸い殻入れ、階段、坂路など 管理施設



地形図



← :撮影箇所

守山市より提供

航空写真



琵琶湖河川事務所ホームページより引用 (平成15年10月29日~平成16年4月6日撮

【 野洲川川田河川	川公園(守山市)】		
S=111.4=		· · · · · ·	(第9回委員会資料4修正追加版)
河川名 <u>許可受け人</u> 占用目的	一級河川淀川水系野洲川	場所	子山市川田町地先 E岸 5.3km付近~5.9km付近 その他、参考となる事項
計り受け人	守山市	<u> </u>	<u>- 岸 5.3km行近~5.9km行近</u>
<u>古用日的</u> 上田新可(1/30)	公園		その他、参考となる事項
占用許可(当初)	24,26,27条許可		_
占用期間	平成16年4月1日~平成18年3	月3日	_
河川法許可(直近)	平成16年12月21日 (改築) 34,152.4㎡(当初と変更な	·s1 \	_
占用面積 季節ごとの現地写	34,152.4111(ヨ初と変更を	¥ ()	
子即しての現地与	<u> </u>		
	- White Street I was a second		
	2005年6月撮影		2005年8月撮影
			2006年2月撮影
	2000 丁 1 1 / 1 / 1 / 1 / 2		という一とハコはボン

